

平成23年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成23年9月21日（水）午後7時

場所：市役所庁舎10階 第3会議室

会議次第

1. 開 会

2. 部会長選出

3. 会議

(1) 平成22年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録について

(2) 第3期障害福祉計画の策定状況について

(3) 平成23年度補正予算内容について

(4) その他

4. 閉 会

配布資料

資料－1 平成22年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録

資料－2 第三期帯広市障害福祉計画の策定状況について

資料－3 平成23年度障害福祉に関わる補正予算の概要について

資料－4 障害福祉制度の改正の内容について

資料－5 障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中9名出席）

細川委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）

坂本廣子委員・鈴木捷三委員・廣瀬裕鴻委員・眞田清専門委員

坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員・田巻憲史専門委員

事務局

細野正弘部長・増子慶二担当調整監 ・牧野重則課長・ 内田喜久男福祉司

下野一人課長補佐・田中文栄係長・榎本泰欣計画主査

平成23年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会 議事録

日時：平成23年9月21日（水）午後7時

【開 会】

事務局：

皆さん、こんばんは！では、これより平成23年度第1回健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。はじめに、保健福祉部長細野よりご挨拶を申し上げます。

部長

大変お忙しい中、また台風の影響でしょうか雨が降ってまいりまして、大変足元の悪い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。今年の2月の23日に健康生活支援審議会を開催させていただきました。その時に第3期の障害福祉計画、この策定をこの障害者部会のほうに委ねるといふ議決をいただいたことがあります。その後今日が初めての第1回目の会議になりますが、今後年末にかけて何回か開催させていただきたいと思っております。この障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づきまして国の指針や、北海道の障害福祉計画これとの整合性を保ちながら帯広市の施策、障害福祉サービスやあるいは相談支援など、この提供する数値目標あるいはサービス料を見込む計画であります。現在国では平成25年を目指しまして新たな総合福祉法の策定をしているところですが、その審議を障害者制度改革推進員会議で行われ、8月の30日に新法の骨格となる内容が部会から提言があったところで、今後、徐々に新しい法律の姿が見えるようになってくるかと思っておりますが、現段階ではまだその姿が見えないという状況にもございまして、こうした中で新しい帯広市の計画の策定を進めていかなければならない訳でございますが、今後3年間の帯広市の福祉計画のサービス料等を策定するに当たりまして、このように情報提供をしながら、また皆様のご意見等頂戴しながら計画の策定を進めて参りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

副部会長

それでは、平成23年度第1回「帯広市健康生活支援審議会 障害者支援部会」を開催させていただきます。本日は障害者支援部会委員10名中10名皆様のご出席をいただき、本日の会議は成立されております。なお、佐藤部会長が退任されましたので、部会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。最初に、次第の2、部会長選出を議題といたします。部会長の選出につきましては、審議会条例施行規則第3条の規定により、5名の審議会委員の中から選出することになっております。また、副部会長につきましては、部会長が指名することとなっております。それでは、早速ですが部会長の選出方法はどのようにしたらよろしいか、お計りしたいと思います。

委員 はい！

副部会長 はい、鈴木委員。

委員 指名推薦がよろしいかと思えます。

副部会長 はい、ただいま鈴木委員のほうから指名推薦の提案がございましたが、部会長の選出は指名推薦によるものとしてよろしいでしょうか。

【委員同意】

副部会長 それでは、鈴木委員、指名推薦をお願いいたします。

委員 はい、部会長に細川委員をご推薦申し上げます。

副部会長 ただいま、部会長に細川委員の推薦がございました。他に、ご推薦はございませんでしょうか。

【他に推薦なし】

副部会長 それでは、細川委員の部会長推薦がありましたので、細川委員を部会長に選出することにご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

副部会長 ありがとうございます。では、部会長は細川委員に決定いたしました。早速ですが、細川部会長には正面のお席にお着きになり、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。それから今後の議事の進行をよろしくお願いいたします。

部会長 ただいま、ご推薦いただきました細川でございます。今回医師会からということで、この部会に入れていただきまして皆さんと一緒に、この帯広の障害者福祉についての色々な提案をしていければと思っています。私自身も病院もやっているのですが、実は社会福祉法人を更別のほうでやっておりまして、この今ここで話し合う問題というのは、なかなかその現場に直面している障害を持たれている方々、そのご家族にしたら大きな問題ではないのかなと思います。そういった中で、決してお金だけがかかる時代ではなくて、皆様の色々なアイディア、またはご意見を入れながら、帯広市の行政の運営に繁栄できれば本当に一番のことではないかなと思っています。私はあまり慣れておりませんが、

是非皆様のお力をかりてこの部会をやっていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【よろしくお願ひします】

部会長 それでは、次第の3、副部会長の選出を行いたいと思ひます。副部会長は部会長の指名ということですので、私から指名させていただきます。副部会長には、引き続き「帯広市手をつなぐ育成会」の会長であられます畑中委員さんをご指名したいと思ひますが、皆様よろしいでしょうか。

【指名受諾】

部会長 それでは、よろしくお願ひいたします。一言ご挨拶をどうぞお願ひいたします。

副部会長 ただいま、ご指名をいただきました畑中でございます。至らないところも多々あるとは思ひますが、皆様方と一緒に障害者福祉について考えていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

部会長 それでは、会議に入らせていただきます。(1)といたしまして、会議の(1)平成22年度第3回障害者支援部会の会議録確認についてということで、初めに会議録の確認でございますが、前回の会議、平成22年度第3回の会議でございましたけれども、議事録を皆様のお手元にお配りいただきてご確認いただきたいと思ひます。議事録に関しまして、訂正箇所・ご質問・ご意見などございますか。

事務局 部会長、1点だけよろしいでしょうか。

部会長
事務局 はい
前回の部会の中で1点だけ、低床型、ノンステップですとかワンステップのバスの台数については示してあったのですが、それは全体の中でどの位の割合になるのだろうかという問い合わせがありまして、その段階ではちょっと詳しい数字わからなかったものですから、次回の部会で回答事案ということになっていたのですが、この直近、3月31日付の導入状況につきまして確認しましたのでご報告させていただきます。市内の路線バス、十勝バス・拓殖バス合計しまして112台です。その中で低床型バスというのは、ノンステップとワンステップ・補助ステップ合わせて83台になっております。これは今年の3月31日現在です。割合としましては74%となっております。以上です。

部会長 前回の議事録の中での部分としてありましたけれど、よろしいでしょうか。

委員 はい、ありがとうございました。

部会長 ありがとうございます。他に議事録につきましてご質問等ございますか。

【なし】

部会長 それでは、本件につきましては以上で終了させたいと思います。次、2番目の第3期障害福祉計画の策定状況について、事務局から説明等がありましたらどうぞよろしく願いいたします。

事務局 まず、資料の確認をいたしたいと思います。先に送付してあります資料は、資料2・資料2-2・資料3、それから本日お手元に追加して配布させていただきましたのは、資料2-3・資料2-4・資料3-2・資料4・資料5となっております。それともう1枚A3の図が書いてあるのがございますけども、これも合わせて追加で配布しております。お手元に資料ございますか。それでは、まず資料2に基づきまして、現在策定に取り掛かっています、第3期帯広市障害福祉計画の策定状況についてご説明させていただきます。障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス及び相談支援などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス見込み量などを定めて、円滑にサービス実施がされるように策定をいたします。今期の期間は平成24年度～平成26年度までの3ヶ年となっております。国の制度改正などの動向をこれから見定めながら地域の実情を加味して、数値目標を検討していきたいと考えております。また、平成25年8月を目途に国の障害者の基本的施策の見直しが検討されていることから、計画期間内であっても、必要に応じて計画を見直しを行う場合がございます。

策定のスケジュールですが、自立支援協議会などの関係団体や市民など広く意見を聴き、平成23年11月に計画の骨子(案)、平成24年1月に計画(案)、パブリックコメントを実施し、平成24年2月に成案とする予定であります。

次に資料2-2をご覧いただきたいと思います。この計画の策定に向けて、当事者・保護者へのアンケート調査を実施しておりますので、その内容についてご報告いたします。調査の対象者は、関係団体等に500人、無作為抽出で身体障害者300人、知的障害者50人、精神障害者150人の計1,000人に対して調査票を送付しております。ただ今集計中でありましてけれども、回答率は現在のところ50%となっております。9月中に調査票の集計が完了し、10月末までには分析結果の報告

が出来るようになっております。

次に資料2-3をご覧いただきたいと思います。平成22年度末までの障害者自立支援制度の実施状況について、まとめてございます。障害者の数、障害福祉サービス利用者数の推移を表しております。また、第2期帯広市障害福祉計画で平成23年度の数値目標とした「①施設入所者の地域生活への移行者数」それから「②入院中の精神障害者の地域生活移行者数」「③施設入所者の一般就労への移行者数」及び各サービスごとの実施状況を其々表でお示ししております。

次に資料2-4をご覧いただきたいと思います。北海道の障害者福祉計画策定スケジュールを参考にお示したものです。10月中に作成指針案を決め、サービス見込み量の数値目標を定めた後、12月までに各市町村との再調整を実施し、3月に計画策定を終えるということとなっております。以上です。

部会長 はい、それでは今事務局のほうからご説明のありました第3期帯広市障害福祉計画の策定状況についてのご質問・ご意見等ございますでしょうか。

副部会長 よろしいですか？資料2-2のアンケート調査についてですが、この回収率ってどの位？まだ

事務局 本人を対象にしまして500人から回収されていますから50%になります。

部会長 他にございますか？

【特にありません】

部会長 よろしいでしょうか？今、2-3・2-4につきましては今ここで見られたからで、数字などの判断もあるかも知れませんが。

委員 よろしいでしょうか？

部会長 はい、どうぞ！

委員 計画の内容として、北海道の福祉計画のお話がありまして、整合性ということでこれは有意計画、上意計画になる訳ですか。

事務局 はい

委員 そうなると、その中身に沿ったかたちがここでまた案として出てくるといことになるのですか。

事務局 はい、道のから通知がこの内容きておりますが、仕組みとしては、上意として北海道全体のサービス料ですとか、今後の見込みを推定して今回策定していくこととなりますので、結果的にはそれらに対し、其々各自治体に対して数値というのはある程度枠が指定され、そこで色々実態等と照らし合わせて調整したうえで、各市町村の供給量等についても最終的に決まっていくかたちとなります。概ね計画そのものは、基本的な方向性というのは、今までの計画の流れと変わらないものと考えておりますが、これからはより具体的な作業に入っていくということになります。以上です。

部会長 はい、よろしいでしょうか？

委員 率直な話し、上意計画があって各自治体であって、案が出来ると。この部会というひとつの中で案を審議すると言ったら失礼ですけど、意見を述べるという流れなのですね。

委員 10月の作成指針案というものが示されたうえで、この部会としての意見を出すというか、そのようなかたちの考え方でよろしいでしょうか。北海道の10月の作成指針案を判断したうえで、今後詳しくというイメージでよろしいですか。

委員 12月には市町村と事業費に直接関連するものがでてくるため、党全体の枠組みの中で調整がされますが、その素案に対してパブリックコメントというかたちで市町村から意見を言える、そういう期間というのが設けられます。そうしますとこの部会にで、この量では不足であるとか、これまでの帯広の実績からいって更にこのくらいの高いレベルのものを求めていきたい、ということであればその際に道のほうに意見を申し込んでいくかたちになろうかと思えます。

委員 それでは12月

事務局 そうですね、一旦道の機関にかけますので年末から年明けくらいにかけてが大体意見として提出出来る時期になろうかなと今考えております。

委員 はい、わかりました。

委員 しつこくて恐縮ですが、策定状況のスケジュールからいったら11月に第2回目の審議会がある訳ですよね。今お話しでは12月くらいにそういったことになった時には、3回目の時にはもうコンクリートされているのではという気はする。

部会長 次回の会議が11月の上旬ということになっておりますので、今多分廣瀬委員のおっしゃるのは、その段階ではまだ道の素案も出なければ町村との調整も行っていないのではないかというふうに・・・

委員 ええ！まあそういう趣旨でございます。

事務局 実は、厚労省から未だ作業を進めていくうえでの詳細な手引き等を示されていません。それで、道もこの厚労省の通知を待つてからでは北海道全体の作業が遅れるということで、北海道が独自に厚労省からの情報収集を基に今回一つの指針というものを示しています。それで、本市としましても、道の通知をこれまでも待つていた訳ですが、如何せん全く情報がこないなかで期日ばかり迫ることは難しいと思い、今回急遽会議を開催し、今の実施状況を説明不足ですが資料としてご提供させていただきました。11月の時にはこの状況と北海道全体の状況の情報を収集しながら、一つの骨子の柱になる案を数値的に取り纏めて部会のほうにお示しをさせてもらいたいと思っております。その後、最終的には皆様方のご意見等を道に提示をしていくとなっております、その段階では道全体としてコンクリートはまだされていない。このように事務局は受け止めているものでございますので、ご意見としてお出しただけだと思います。

委員 結構です。

部会長 他によろしいでしょうか？ご質問・ご意見ございますか。

委員 質問ですが、資料2-3について教えていただきたいと思うのですが、1番、障害者の現状のこの人数というのは手帳を持っている人という数なのか、自立支援制度を利用している数なのか。障害者の現状というのは何の現状なのか？

事務局 この数字は、障害者、精神の障害者数につきまして毎年12月に保健所から公表される障害者数ですが、中身というのはこれまで例えば精神病院に入院している人、通院している人、その他過去に通院歴があつて其々の条件を決めて全体として障害者数というようなかたちで公表されてき

ています。つまり、全体の通院状況・入院状況・その他通院暦というものを加味して保健所のほうから公表されている数値です。ただ、この21年度と22年度を比べますと非常に22年度減っている、そこで私どもが保健所に問い合わせたところ、数字のカウントについて今回変更しているということがありました。内容的には通院1回でも通院暦のある人をカウントするとか、あるいは何回までの回数でカウントするなど、そういった色々な規定がありまして、その規定が今回変更したことによって、このように大きく数字が下がったと説明を受けました。詳しい内容については、今改めて問い合わせしているところですが、正確な基準の変更についての説明はまだ受けていません。他の身体障害者・知的障害者については、其々手帳、身障者手帳の交付件数など帯広市でおさえている件数をもとに合計としてあげています。精神については帯広市では全体の数値を掌握していないものですから、保健所が公表する数字を使ってきています。ただ、この障害者については現実に大きく減っているということではないと私どもは認識しております。例えば障害者手帳につきましては、この間に発行数は精神も増えております。また、通院費用の受給者証については、大幅に減っているということはありませんので、実態としてはこのような数字にはならないと私どもは抑えております。今後この計画について、障害者の数をどのようにしていくか只今検討中でありまして、この精神障害者の数この文言だけで実態として見られることにならないように、何か別の数値を提起するとか、あるいはこの数字を入れるか？入れないか？を含め、検討中ということでございます。以上です。

部会長

よろしいでしょうか。

委員

障害毎にカウントの仕方がみんな違うと理解をしたらいいのですか。身体と知的は手帳の数、精神は手帳の数ではなくて何らか別の数字ということになるのですか。あえて違う意味はよく解からないのですが・・・

事務局

身体と知的につきましては、各市町村で其々手帳を交付し、全て把握しておりますが、精神については全体の障害者数というのは、道の事業となっておりまして・・・

委員

身体も知的も道ですよ。窓口が同じ市町村でありながら、あえて違うという説明がよく解らないのですが・・・窓口は全部市町村を通し、道で審査するのは全部同じなのは

事務局

そうですね。手続きの流れとしては同じです。

- 委員 なので、把握が出来ていないって意味がよく解らないのですが・・・
- 事務局 精神保健福祉手帳と自立支援医療は帯広市の窓口をとおっていくのですが、実際病院に入院された方は数字がつかめません。
毎年保健所から、精神障害者数という数値が送られてきますので、それを従来から帯広市は利用しているという経過があります。
- 委員 どちらがいいかはよく解らないのですが、手帳なら手帳でカウントするように、していないのは何故なのかよく解らないのですが・・・多分窓口の時には自立支援医療と手帳の交付かどうかの手続きを必ずチェックするので、帯広市ではどちらの手続きか解るはずなのですよね。帯広市からご本人の所に手帳が今も間違いなく交付されているはずなので、帯広市が知らないよってというのがよく解らないのですけど。
- 事務局 手帳の交付数そのものは帯広市でも精神については把握しております。
- 委員 これは、世の中は精神障害者を数える時には手帳ではなくて、そういうふうにするのが普通なんですか？
- 事務局 身体障害者や知的障害者については、ほぼ手帳の交付数で全体の障害者の数字として掌握出来るのではないかと考えております。ただ、精神については手帳交付数というのは全体の一部、1,000件にも満たないぐらいの数字なのですが、通院医療の受給者数でいいますと22年度で2,400件くらいありますし、手帳交付数が必ずしもその障害者の全体の数字を表しているという表現は、違うのではないかと考えております。その点については、従来から保健所で精神障害数として公表してきている数字は、ある程度医療機関ですとか入院・通院そういった実態を踏まえて公表されているので、障害者数を把握する方法としてはより実態として正しいものであると捉え、このような統計の取り方をしてきました。
- 委員 解りました。そういうことであれば了解です。
- 部会長 はい、他にございますか？
- 委員 今の障害者の現状に関連してなのですが、法的にようやく変わってきたところなので、発達障害は精神障害に入っているのでしょうか？
- 事務局 昨年の12月につなぎ法でも、以前からも発達障害についてはIQに関係なく療育手帳で拾っていた部分もあるのですが、正式につなぎ法以降は、発達障害については精神保健福祉手帳で対象になります。

ただし、IQで低い場合は療育手帳の対象になる場合もあるかも知れません

委員 児童のほうはどうなっているのか？その辺の数も現状として今までは精神のほうにカウントされていたのというところなのですが・・・

事務局 今までは、療育手帳はあくまでもIQで決めるものですから、発達障害でもIQの低い方もいらっしゃいますので、その場合は療育手帳で対象になっています。ただ、児童の場合は手帳までいかないという部分もありますが、お医者さんの判断で対象になれば精神の手帳の交付は可能になることがあります。

委員 その辺の数がどのようになっているのか？3千となった時に児童も含めると精神の分野というのは通院しているお子さん考えればもっと増えるのかなど。

事務局 あります。あるかも知れないです。

委員 その辺もどのように理解しているのか？どのように分けていくのかというの解らないところがあるのですが・・・その辺のところははっきりと解れば、現状として「そうなんだなあ」というのは感じるんですけど、これだけ数字で見るとこんなに少ないのかってというのがすごく・・・

事務局 そうですね、この保健所で発表している3,820、今回の数字ですが、これは病気・病名、例えばうつ病とか統合失調症など病名毎のもとで足し合わせた数が3,820人ですので、その中に少年期・青年期の行動の情緒障害という分類もありますし、そこは具体的に発達障害というのは今まで分類はなかったのですが、今回法で正式に分類ができましたので、その分野で分類していけば保健所の発表する数字の中で、今委員がおっしゃったような数字の把握が出来るかも知れないということになります。

委員 はい、解りました。

部会長 他にございますか？

委員 今後数値目標とかサービス見込み量を定めるということで、障害者の人数がどのようになるのかが問題になってくると思うのですよね。障害者総合福祉法になると障害者の範囲が増えていって、例えば難病の方ですとか、今まで障害者とされなかった分から更に上乘せしてきた場合に、行政がそれに見合う部分の数字を追っていけるものなのか？今仮にこの

総合福祉法で規定されている部分が施行された時に、その人数というのは抑えていけるものなのかどうか、見解を知りたいというのあったんですけど・・・もしあれば、難病の人はどうすればいいか、障害児はちゃんと数を追っていけるのか、もしちゃんと数追っていけるのであれば、数値目標とかサービス見込み量というのでも途中で見直していくことも出来るのですが、数値がどのようなになるのか解らないというのであれば、この数値も見直すのも大変かなというのが気になりました。

事務局

今回資料5でお配りしています国の障害者部会が8月30日に入れました提言の中に、障害者の範囲ということでこれは部会の中での提言ですので、これからこれが成案になって国の法案が出てくるのですが、その中で部会では先ほどおっしゃったように、難病の方も含めて障害の対象にしたほうがいい、いわゆる社会の障壁があって社会生活にも問題があるような人も全て障害者という提言にきなさいとなっているのですが、今は障害者の提言は国では手帳制度が下になっていますので、例えば具体的に難病の方でも手帳を持ってらっしゃる方もいますし、また手帳の対象外になってらっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方も含めてどういうかたちで障害者の範囲付けをしていくかという提言もありますが、今後制度設計の中で具体的に示されてくると思っていますので、その辺は大変難しい問題だとは思いますが、今私どものほうでははまだ判断がつかないのが現状でございます。

委員

はい、ありがとうございました。今のうちから考えておかなければいけない部分かなと・・・

事務局

それを含めると数としたらかなり増えていくかたちになるかなとは思っています。

委員

はい、ありがとうございます。

部会長

他にございますか？よろしいですか。それでは、2番目の本件につきまして以上で終了とさせていただきます。それでは、3番目のところ平成23年度の補正予算概要についてというところですが、概要について事務局のほうから説明がありましたらよろしくお願いします。

事務局

それでは、障害福祉に関わる平成23年度補正予算の概要につきまして資料3についてご説明させていただきます。6月議会におきましてただ今、旧第6中学校の校舎の跡地の改修中ですが、北側と南側に大きく建物が分かれていますその北側の西の一端が教室の天井部分にアスベストが使用されていたことが後でわかりました。その除去工事を補正予算

で提案し9月議決をいただいているところでございます。このアスベスト除去工事については10月末までの工期で現在作業中でございます。次に9月議会に提案しました補正予算の概要についてご説明します。大きく分けて2つございまして1つは制度改正によるもの、10月からグループホーム・ケアホーム利用者に対する家賃の助成と、それから重度の視覚障害者に対する移動の支援、同行援護の個別給付化加制度が開始されることになりまして、それに伴う必要な経費を計上しております。もうひとつは先ほど言いました第6中学校校舎の後校舎の来年度以降の地域の困り事やニーズなど障害者の就労や高齢者のやりたいことなどに結び付けて事業を行っていくという地域での社会的な弱者を支え合う、こういった事業を予定していたところであります。今年度に入りまして北海道から「地域支え合い体制づくり事業」の補助制度として事業の検討要請などがあったことから、第6中学校跡施設を中心とした体制作りのための初年度調弁費や体制作りの要となる運営委員会の立ち上げにかかわる準備経費、支え合う体制を構築する担い手サポータの登録や発掘に関係する経費となっております。9月の補正予算としましては、合わせて1935万3千円の補正額を提案しております。それから次、資料の3-2をご覧くださいと思います。これは社会福祉施設の整備に対する帯広市の補助金交付基準につきまして考えた方を整理統一し新規に障害者福祉分野を追加し、社会福祉法人の助成条例施行規則を改正しました。これに基づき6月議会におきまして帯広市慈光学園のC棟改修費の補助に係る将来の債務負担行為に対する承認を6月議会で得ましたので合わせてご報告いたします。以上です

- 部会長 今、事務局から説明のありました、障害福祉に関する平成23年の補正予算の概要につきまして何か質問等ございますでしょうか。
- 委員 先ほどの予算の説明の中で、6中跡地が、障害者・高齢者・地域体制作り9月のとき、903万2千円が補助事業とおっしゃっていましたが。
- 事務局 はい
- 委員 そして900万の計上が、補助対応の予算で全体の予算が違いますよね。補助を入れるといくらになるでしょうか。
- 事務局 道の補助率がですがね10分の10でございまして、全額補助対象ということでございます。
- 委員 補助費が903万まるまる補助金として歳入として入ってきているということでしょうか

事務局 はい

委員 失礼いたしました。

部会長 他にございますか

事務局 合わせて説明いたします。後で追加してお配りしましたA3の資料ですが、前の議会の中でもご説明しておりますが、6中の跡施設において、このような事業を行っていきたいと、色々な計画や案・アイデアを盛り込み、障害者の自立のための福祉的就労の場を設けることと、地域に住んでいるお年寄りの困り事とを結び付け、障害者の福祉就労が新たに増えるような取り組み、また、私は畑作りのサポートをするのが得意だとか、あるいは日曜大工的な木工品を作るのが得意だとかお年寄りの力を借り、校舎の空間を利用し、障害者と一緒に行動し、理解しあうための事業を展開して行きたいと考えています。一番下のA3の左側にありますのは当初から来年4月に実施予定になっていましたそれぞれの事業でございます。障害者の就労支援事業ですとか相談支援事業とか日中活動、余暇支援とかノーマライゼーション地域交流事業、その他音楽団体の活動スペース、避難所としての指定、災害用備蓄庫などに使う、あるいは選挙の投票の時はここを投票所として使う。このような取り組みを来年の4月から当初の事業として見込んでいます。下の右側にありますのは、そのほかに福祉空間をより有効に活用して地域との取り組みを行っていかうということで、それぞれの事業というものをメニューとして挙げています。右側の事業については地域からもニーズ調査の中で、ぜひ早く取り組んでほしい、こういったことなら出来るだけ早く私たちも協力したいという声も上がってきまして。道からも10割の補助率で地域といっしょに共生型として事業に取り組むんだだけでも何かやってみないかという話がありまして、補正で前倒をし、取り組みを開始していただくために予算計上しています。

部会長 よろしいでしょうか。他にご質問等ありますでしょうか。

委員 一点だけですが、アスベストの除去工事ですが、これはどういう手法を使っているのでしょうか。封じ込めることでしょうか。中央駐車場が過去そのようなことになって、あれは封じ込める手法を使ったと聞いている。ここはどのような方向で処分されるのでしょうか。

事務局 これは封じ込めるのではなくいったん削り取って除去する方向で行うということになっております。

委員 相当、飛散する訳ですね。

事務局 囲んで飛散しないような形で進めていきます。

委員 ありがとうございます。

部会長 他にございますか。それでは補正予算につきましてはよろしいでしょうか。これは以上で終わります。それでは次、4番ということで、その他ですが、なにか事務局の方からありましたらよろしくお願いします。

事務局 本日お渡ししました資料4・資料5につきましては、国の障害福祉制度改革に関する参考資料としてお配りしたものです。資料4につきましては、昨年12月に改正されました障害者関連法の改定、いわゆる、「つなぎ法」の概要と項目との施工日程を一覧した表でございます。それから資料5の方は、先ほどの説明から出てきましたが国の制度改革推進会議総合福祉部会が8月末にまとめた障害者総合福祉法の骨格に関する提言です。法改正まではまだ、これから揉まれて、法制定までは紆余曲折あるかと思えますけれども、現在提言項目についてはそれぞれ説明が加えられていますので、これは持ちお帰りになって参考にご覧いただきたいと思っています。

事務局 補足して、今ご説明しました資料5の最後の2ページに、今までの説明の方向性というかここまできたスケジュールを一覧表でご説明しております。昨年6月29日閣議決定しました障害制度改革推進のための基本的な方向ということで、今後の行程表です。総合福祉部会の2010年から2011年の活動スケジュール案というところです。昨年の6月22日から検討されまして、この表の最後にある新法の骨格提言、これが8月30日に出たということです。

事務局 次回の障害者支援部会につきましては先程も、ご説明しましたが11月初旬頃を予定しております。日程が決まり次第改めてご案内申し上げますので宜しくお願いいたします。

部会長 全体を通じまして何かご質問等ありますでしょうか。宜しいですか。では次回は11月の初旬ということでございます。ご意見、ご質問等がなければ以上をもって本日の障害者支援部会を閉会いたしたいと思えます。宜しいでしょうか。どうもお疲れ様でございました。